

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年12月11日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成27年7月1日から、会社Aにおいて、メモリチップ製造工程のオペレータ業務に従事し、平成28年6月、Bに所在する会社C（以下「会社」という。）に転籍出向し、電池カバーの製造業務などに従事していた。
- 2 請求人によれば、平成28年12月8日午前4時頃、作業場において、中腰で作業をしていたところ、請求人の左後方より同僚に体当たりされ転倒したという（以下「本件災害」という。）。請求人は、平成28年12月21日、D施術機関を受診し、「腰部捻挫、左肘関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 なお、本件請求とは別に、請求人は、平成28年12月20日に同僚から暴行を受け負傷したとして、療養補償給付の請求をし、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、令和2年3月16日付けをもって棄却している（平成31年労第13号事件）。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、次のとおり主張するので、以下検討する。

(2) 本件災害について、請求人は、「平成28年12月8日の午前4時頃、会社第2工場1階の1号機と6号機の間にあるスペースで、少し前屈みの状態で、電池カバーの包装作業を行っていたところ、6号機の方からEが歩いて来て、請求人の後方からショルダータックルをし、請求人は転倒して、腰と左肘を痛めた。」旨主張し、「目撃者はおらず、夜勤明けの同日午前中に、自宅近くのD施術機関に通院した。」旨述べている。

一方、Eは、同日の請求人に対する暴行について、「私には一切心当たりがありません。」と述べ、否定している。請求人は、同月12日に同僚から暴行・暴言を受けているとして、会社に報告した後、同月28日に会社関係者であるF及びGと面談しているが、同席においても本件災害があったことを主張しておらず、本件災害が生じていたとは認め難い。

また、決定書理由に説示するとおり、平成29年8月23日、監督署調査官は、会社H所長Fら会社関係者から、「平成28年12月8日の暴行の件は初耳である。」と確認し、D施術機関Iは、「平成28年12月8日にタックルを受けて負傷したことを聞いたのが同月21日であったため、同日を初検日とした。」旨述べている。

以上から、本件災害が発生したことを客観的に証明し得る事実は認められず、

本件災害が発生したと認めることはできない。

(3) したがって、本件傷病が業務上の事由によるものとはいうことはできない。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。

令和2年3月16日